

いじめの態様別件数の推移についての分析

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめへの対応について

- ①いじめへの気づき
- ②校内いじめ対策委員会（管理職、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、支援学級担任、S C、S S W等）で解決に向けての方針の確認
- ③被害児童生徒からの聞き取り
- ④周りにいた児童生徒からの聞き取り
- ⑤加害児童生徒からの聞き取り
- ⑥校内いじめ対策委員で情報の共有、解決に向けての方針の確認
- ⑦加害児童生徒への指導、謝罪の場の設定
- ⑧双方への家庭連絡
- ⑨校内いじめ対策委員で情報共有

昨年度から

- ②校内いじめ対策委員会で対応方針を立てた時点でいじめ事案情報共有シートの提出
- ※学校と教育委員会で初期対応内容の確認、重篤化しそうな事案の未然防止

3 いじめの認知件数について

- ・2018年度（平成30年度）から、児童生徒や保護者からの情報や教職員が発見したことからいじめとして対応したものだけでなく、学校生活アンケートにおいて、「いじめられている」と回答し、いじめとして対応したものもいじめの認知件数にあげている。
- ・認知件数はとても増えているが、いじめの早期発見、早期対応につながっている。